

定期監査の結果に関する報告について（平成28年度第3回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成29年6月28日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	戸	田	由紀子

平成 28 年 度

監 査 報 告 書

(第 3 回)

定 期 監 査

水道事業センター

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年12月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の対象

水道事業センター

3 監査の実施期間

平成29年1月18日から平成29年1月27日

4 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも資金運用等事業の安定運営を図られたい。

個別的検討事項

1 契約の事務について

一般競争入札を行わない額の契約において、予定価格と契約金額が同額のものが見られる。これは、見積りを参考に予定価格を設定した場合に多く見られるが、より透明性を確保する観点から、適正な予定価格を設定して契約事務を実施されたい。